

# 放射性同位元素用保管廃棄容器及び遮蔽体の製作

## 仕 様 書

## 1. 一般仕様

### 1.1 件名

放射性同位元素用保管廃棄容器及び遮蔽体の製作

### 1.2 目的

本件は、高速実験炉「常陽」照射による医療用放射性同位元素（以下、RI という。）の生産実証及び付帯設備整備の一環として、RI を保管廃棄するために照射燃料集合体試験施設（以下、FMF という。）内に設置する保管廃棄容器及び保管廃棄容器を覆う遮蔽体の製作を受注者に請け負わせるものである。

### 1.3 契約範囲

#### 1.3.1 契約範囲内

- (1) RI 用保管廃棄容器の製作 ……………一式
- (2) 遮蔽体の製作 ……………一式
- (3) 検査成績書 ……………一式

#### 1.3.2 契約範囲外

- (1) 第 1 章 3 項 1 号記載の契約範囲内に記載なきもの

### 1.4 納期

令和 7 年 10 月 31 日（金）

### 1.5 納入場所及び納入条件

#### (1) 納入場所

茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地

日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所

照射燃料集合体試験施設（FMF）指定場所

#### (2) 納入条件

持込渡し

### 1.6 検収条件

第 1 章 5 項に示す納入場所に納品後、第 1 章 8 項の提出図書及び第 2 章 3 項に定める試験検査の合格をもって検収とする。

### 1.7 保証

受注者は、設計、製作物品の材質、寸法、形状及び機能について保証すること。

## 1.8 提出図書

提出図書	提出時期	確認の有無	部数
確認図	製作着手前	要	1
完成図	納品時	不要	1
検査成績書	納品時	不要	1

(提出場所)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
大洗原子力工学研究所  
燃料材料開発部 集合体試験課 (FMS)

## 1.9 支給品

なし

## 1.10 貸与品

なし

## 1.11 品質管理

- (1) 調達物品等（外部から調達する物品又は役務）の不適合が発生した場合は、①不適合の名称②発生日月③発生場所④事象発生時の状況⑤不適合の内容⑥不適合の処置方法及び処置結果を記載した「受注者不適合発生連絡票」にて報告すること。また、発生した不具合の種類、原因及び影響の度合いによっては、上記の処置案に再発防止策を含めること。
- (2) 受注者は、日本原子力研究開発機構（以下、原子力機構という。）からの要求があった場合には、立入調査及び監査に応じるものとする。 監査結果に基づき、受注者に対して必要な改善を指示することがある。
- (3) 本調達に係る安全文化を育成し、及び維持するため、受注者は、全作業員の安全意識の向上に努めるとともに、安全作業の習慣化や作業規則の厳守等に対する安全教育の徹底に努めること。
- (4) 本仕様書において、受注者が一部を外注する場合、品質に関する要求事項が受注者の外注先まで確実に要求、適応されること。また、下請業者の作業内容を把握し作業の質、工程管理をはじめとして、あらゆる点において下請業者を使用した弊害を防止すること。

## 1.12 適用法規・規格基準

日本工業規格(JIS)

## 1.13 グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。

- (2) 本仕様で定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

#### 1.14 産業財産権等

産業財産権等の取扱いについては、別紙「産業財産権特約条項」に定められたとおりとする。

#### 1.15 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議のうえ、その決定に従うものとする。

#### 1.16 その他

- (1) 本仕様における作業について受注者が一部を外注する場合、品質に関する要求事項が受注者の外注先まで確実に要求、適応されること。また、下請け業者の作業内容を把握し、工事の質、工程管理をはじめとしてあらゆる点において下請け業者を使用したために生じる弊害を防止すること。万一弊害が生じた場合は、受注者の責任において処理すること。
- (2) 第2章3項に定める製品納入時の検査に必要な測定器、治工具などについて、予め受注者の責任において準備すること。
- (3) 工場から納品場所間における梱包、輸送は受注者の責任において行うこと。また、納入時に持ち込んだ梱包資材は持ち帰ること。

## 2. 技術仕様

### 2.1 一般事項

- (1)受注者は原子力機構と密接な連絡を保ち、製作及び検査にあたること。
- (2)受注者は、仕様書、関連規格、基準に基づき製作を行うこと。
- (3)図面に指定されていない寸法については、別途協議の上決定する。

### 2.2 仕様

#### (1)RI 用保管廃棄容器

RI 用保管廃棄容器は、RI を保管廃棄するための容器であり、燃えにくい材料を使用した金属製の容器である。RI 保管廃棄容器の製作図を図 1 に示す。

主要材質：SUS304

数量：13 個

熱処理：なし

メッキ処理：なし

その他：蓋止めを付けること。持ち手を付けること。がたつき、歪み等がないこと。

#### (2)遮蔽体

遮蔽体は、RI 用保管廃棄容器内に保管廃棄した RI からの放射線を遮蔽するためのものであり、RI 用保管廃棄容器の外側に設置する。遮蔽体の製作図を図 2 に示す。

主要材質：SUS304、鉛

数量：1 個

その他：蓋と本体が接する部分は、放射線のストリーミングがない構造とすること。遮蔽体を運搬するための吊下げ機構（アイボルト等）を有すること。がたつき、歪み等がないこと。

### 2.3 試験・検査

以下の自主検査を行い、結果を検査成績書として提出すること。なお、製品納入時に原子力機構担当者立会のもと抜き取りにより自主検査と同様の検査を行う。それに伴い製品納入時の検査に必要な測定器を準備すること。

- (1)外観検査：目視にて有害な傷、打痕、変形、汚れなど無きこと。
- (2)員数検査：本仕様に定める員数であること。
- (3)材料検査：本仕様に定める材料であることを材料証明書等により証明すること。
- (4)寸法検査：ノギス等により主要部の寸法を測定し、その結果が規定の寸法精度内であること。指示なき寸法公差は JIS B0405-v に準ずる。
- (5)機能検査：以下の検査を行うこと。
  - ①蓋の開閉をした際に、がたつき、歪み等がないこと。
  - ②蓋止めが円滑に動作すること。
  - ③吊り上げワイヤー等で吊った際に、遮蔽体が回転、上下反転等しないこと。

以上

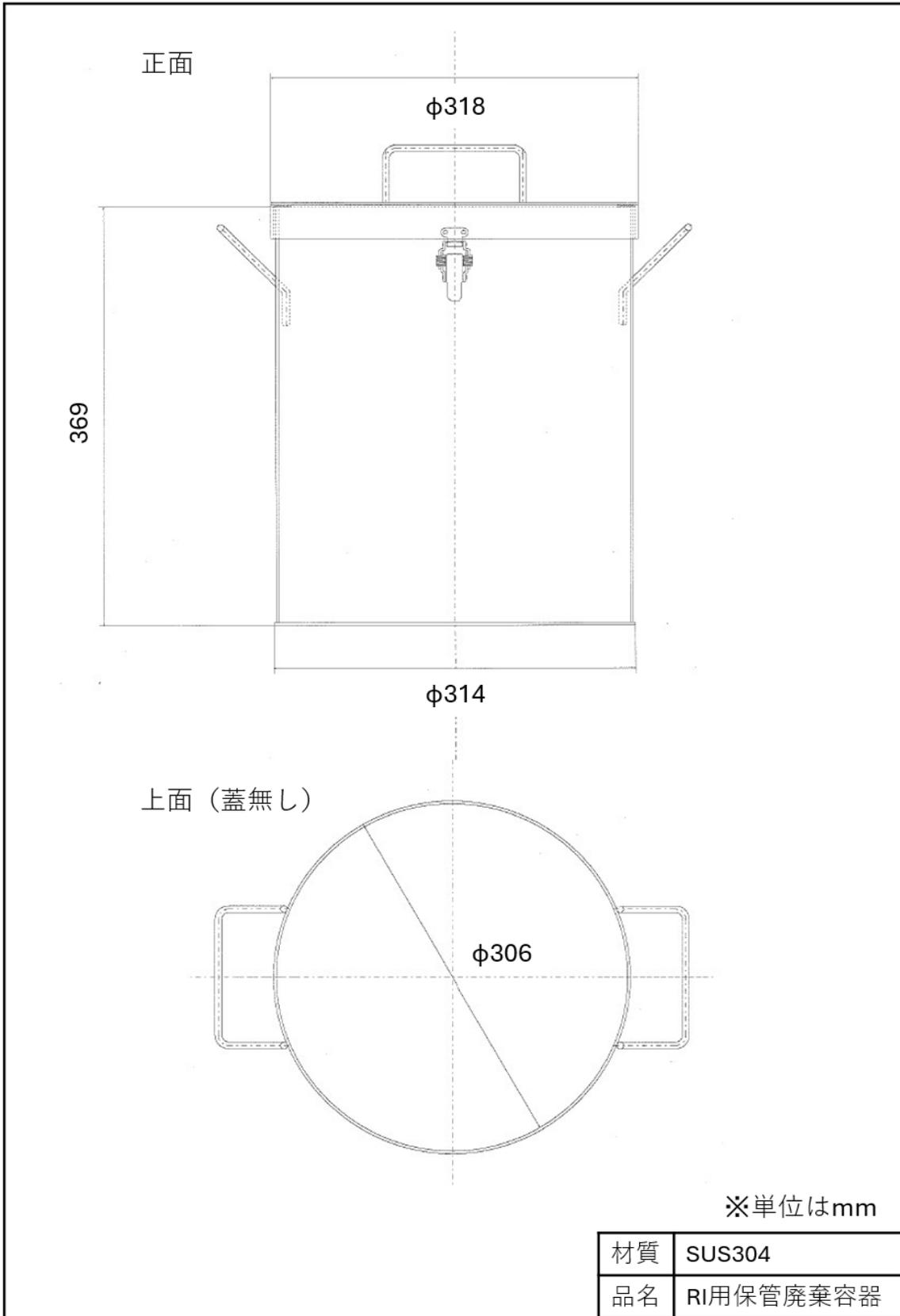


図 1. RI 用保管廃棄容器

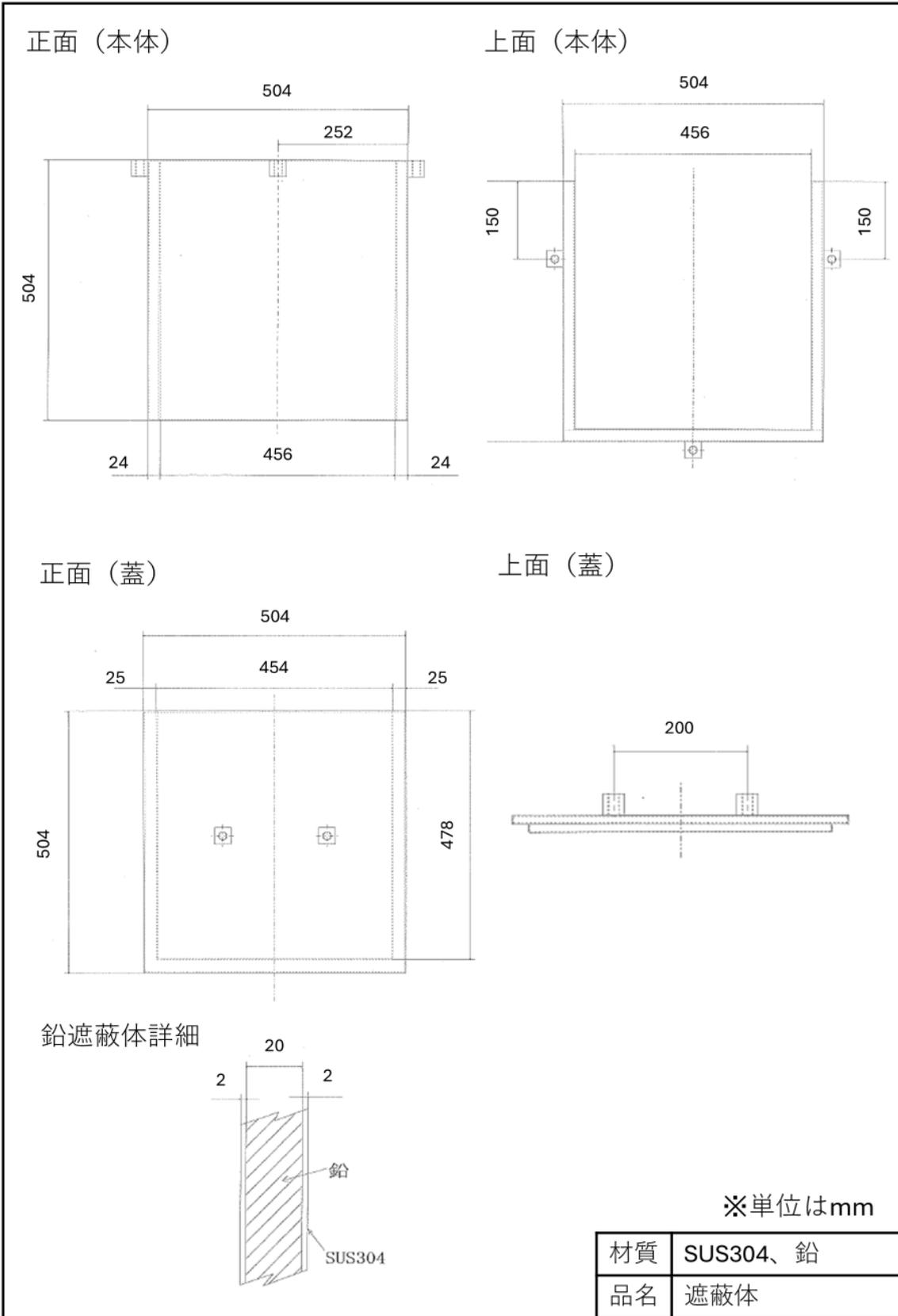


図 2. 遮蔽体

## 産業財産権特約条項

(乙が単独で行った発明等の産業財産権の帰属)

第1条 乙は、本契約に関して、乙が単独でなした発明又は考案(以下「発明等」という。)に対する特許権、実用新案権又は意匠権(以下「特許権等」という。)を取得する場合は、単独で出願できるものとする。ただし、出願するときはあらかじめ出願に際して提出すべき書類の写しを添えて甲に通知するものとする。

(乙が単独で行った発明等の特許権等の譲渡等)

第2条 乙は、乙が前条の特許権等を甲以外の第三者に譲渡又は実施許諾する場合には、本特約条項の各条項の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者と約定しなければならない。

(乙が単独で行った発明等の特許権等の実施許諾)

第3条 甲は、第1条の発明等に対する特許権等を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲、乙協議の上決定する。

(甲及び乙が共同で行った発明等の特許権等の帰属及び管理)

第4条 甲及び乙は、本契約に関して共同でなした発明等に対する特許権等を取得する場合は、共同出願契約を締結し、共同で出願するものとし、出願のための費用は、甲、乙の持分に比例して負担するものとする。

(甲及び乙が共同で行った発明等の特許権等の実施)

第5条 甲は、共同で行った発明等を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償にて当該第三者に実施許諾することができるものとする。

2 乙が前項の発明等について自ら商業的实施をするときは、甲が自ら商業的实施をしないことにかんがみ、乙の商業的实施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲、乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

(秘密の保持)

第6条 甲及び乙は、第1条及び第4条の発明等の内容を出願により内容が公開される日まで他に漏洩してはならない。ただし、あらかじめ書面により出願を行った者の了解を得た場合はこの限りではない。

(委任・下請負)

第7条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、その第三者に対して、本特約条項の各条項の規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(協議)

第8条 第1条及び第4条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 本特約条項の有効期限は、本契約締結の日から当該特許権等の消滅する日までとする。